

議案第6号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第12条中「備え付け」を「備付け」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文
整備を行うため、本案を提出する。